

令和 8 年度那覇市女性デジタル人材育成支援事業に係る 公募型プロポーザル募集要領

令和 8 年度那覇市女性デジタル人材育成支援事業に係る公募型プロポーザルの資格要件、審査等の手続きについては、次のとおりとする。

1 業務概要

(1) 件名

「令和 8 年度那覇市女性デジタル人材育成支援事業」（以下、「本事業」という。）

(2) 業務の目的

沖縄県の一人当たりの県民所得は、全国平均の 7 割程度で最低水準にあるほか、女性の非正規雇用の割合は 53.7%で、男性の 26.2%と比較すると 2 倍以上に上っており、家事や子育て等に関する負担が大きい女性は、雇用において厳しい環境に置かれている。

本事業では、政府が決定した「女性デジタル人材育成プラン」に基づき、子育てや介護、病気療養等で場所や時間に制約のある女性求職者に対し、オンラインで受講可能な講座を開設し、デジタルスキル習得、さらには、良質で安定的な就業を支援することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「令和 8 年度那覇市女性デジタル人材育成支援事業業務委託仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結から令和 9 年 2 月 26 日まで

2 見積上限額

4,999,000 円（消費税及び地方消費税含む。）

3 プロポーザル方式の形式

本件は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するものとする。

4 参加資格要件

提案事業者は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 事業計画の遂行に必要な組織・人員を有し、十分な遂行体制がとれること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続き開始の申立て、及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更正手続き開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 公募開始日から契約締結日までの期間において、本市の指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 本事業を遂行する上で有効な女性人材育成に関する類似業務の履行実績があること。
- (7) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 号の暴力団又は同条第 2 号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。
- (8) 役員に破産者及び拘禁刑以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者ではないこと。
- (10) 沖縄県内に本社、若しくは支店又は営業所を有する者であること。

5 協力連携事業者について

本事業を実施するにあたり、他の協力できる事業者（協力連携事業者）と連携して業務を行うことができる。ただし、協力連携事業者は、自ら本事業の応募者となること及び複数の応募者の協力連携事業者となることは認められない。

なお、協力連携事業者は、「4 参加資格要件」記載の（1）～（10）までの要件を全て満たすこと。

6 候補者決定までの流れ

- (1) 企画提案書等の受理
- (2) 書類審査及びプレゼンテーションを実施し、参加資格を有する者の中から最も評価の高い者を優先交渉権者に選定する。
- (3) 優先交渉権者と契約に向けた協議を行い、協議が整った場合、契約を締結する。協議が整わなかった場合は、次点者との協議に移るものとする

7 企画提案書等の提出

別紙「令和8年度那覇市女性デジタル人材育成支援事業業務委託仕様書」に基づき作成し、「9 提案審査評価(2) 審査項目」の順に並べて提出すること。

(1) 提出書類

- ① 参加表明書兼誓約書及び提案提出書(様式1)
- ② 提案書(様式2)
- ③ 見積書(任意様式)
※委託料の総額のほか、積算がわかるように項目、数量、単価、金額等を記載
- ④ 会社概要(様式3)
- ⑤ 業務実績調書(様式4)
- ⑥ 定款又は寄付行為の写し
- ⑦ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書で提出日から3か月以内に交付されたもの)
- ⑧ 直近の市町村税納税証明書・消費税納税証明書(滞納のない証明書)※写し可
- ⑨ ワーク・ライフ・バランス等を推進する取組に関する書類
※企画提案評価基準(別表)参照し、該当する場合のみ
- ⑩ 協力連携事業者届出書(様式5) ※協力連携事業者がいる場合のみ

(2) 形式

- ① 提案書は表紙、各種様式を除いて15頁以内とする。
- ② 各書類は、押印箇所全てに代表者印を押印した上で、①～⑩の順でA4フラットファイルに編綴し、書類毎にタブを貼付すること。
- ③ 正本1部、副本5部の計6部と、正本のPDFデータ(電子メールによる場合は電話による到着確認を行うこと。USB不可。)を提出すること。ファイル表面には、事業社名・タイトル等の記載・貼り付けは行わないこと。なお、副本は正本のコピーで構わない。
- ④ カタログ等がある場合は、企画提案書とは別にバインダー等に綴じ6部を提出すること。提案内容を説明する重要事項は、企画提案書にその旨記述すること。

(3) 提出について

提出先：那覇市総務部

平和交流・男女参画課 男女参画グループ(なは女性センター)
(〒900-0004 那覇市銘苅2丁目3番1号 なは市民協働プラザ1階)

※受付は平日の9時～17時(12時～13時は除く)。

提出方法：直接なは女性センター窓口へ持参または書類郵送

提出期限：令和8年5月20日(水曜日)17時必着(書類郵送も含む)

※電子メール又はFAXによるものは受け付けない。

※提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。

8 質疑及び回答

質問がある場合は、別紙「質問書」に質問事項を記入し、電子メールで提出すること。件名を「令和8年度那覇市女性デジタル人材育成支援事業に関する質問」とすること。なお、電話や事務局窓口等での質問、応募以外に関する質問には応じない。

提出期限：令和8年4月27日（月曜日）17時まで

提出先：S-HEIDAN002@city.naha.lg.jp

※@の前の「S-HEIDAN」は英字、「002」は数字

回答方法：令和8年5月8日（金曜日）（予定）

本市公式ホームページに掲載する

9 提案審査評価

前提として、次のすべての要件を満たさない場合には失格とし、その後の審査は行わないものとする。

- ・提案書等の提出日、提出場所、提出方法等が本要領に適合すること
- ・「参加資格要件」の要件に合致すること
- ・必要な書類がすべて提出されていること
- ・提出した内容に不備・記載もれがないこと
- ・提案見積金額が提案上限額を超えていないこと
- ・提案履行内容に実効性があり、著しく業務仕様と離れていないこと

(1) 提案審査について

提案審査評価は、審査委員会において評価基準に基づき審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を行い、優先交渉権者の順位を決定する。応募が1社であった場合においてもプレゼンテーションは実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を優先交渉権者として選定する。

応募者が5者を超える場合は事前に一次書類審査を行い、プレゼンテーション審査に進む事業者を5者以内に選定する。

(2) 審査項目

審査の項目は次の表のとおりとする。

	審査項目
1	事業コンセプト
2	広報・募集業務
3	デジタルスキル研修業務

4	受講生の学習サポート業務
5	就労支援業務
6	受講生と企業のマッチング企画
7	実績・体制
8	独自性
9	提案金額
10	事業所所在地・ワーク・ライフ バランスを推進する取組

(3) プレゼンテーション実施方法

日時：令和8年5月26日(火曜日) ※時間は別途通知

場所：那覇市泉崎1-1-1 那覇市役所 6階 602会議室 (予定)

- ①プレゼンテーションの実施順番は原則応募受付順番とし、応募者へ事前に連絡する。
- ②1者あたりのプレゼンテーション時間は15分以内、質疑応答を10分程度とする。
- ③プレゼンテーションの内容は、提出された提案書に基づき補足して行うもので、当日の内容変更及び資料の追加は認められない。
- ④プロジェクター、スクリーンを用いる場合は事務局で準備するが、PC等その他プレゼンテーションに必要となる物は提案者自身が持参すること。
- ⑤那覇市役所本庁舎駐車場を利用する際は、提案者にて料金を負担すること。

(4) 審査結果の通知及び公表

委員会にて優先交渉権者及び次点交渉権者を選定後、全応募者あてに通知する。また、本市ホームページにおいて、優先交渉権者名および次点者名を公開する。優先交渉権者及び次点者名以外の者に関する情報は公開しないものとする。審査委員会における審査内容については、那覇市情報公開条例に基づき対応するものとする。

10 契約締結に向けての協議

- (1) 発注者と優先交渉権者は企画提案の内容に基づき、仕様書、価格等の協議を行い、仕様書等の契約内容を確定した後、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条に定める随意契約により速やかに契約手続きを進めるものとする。なお、契約に際しては改めて見積書を提出する。
- (2) 優先交渉権者との協議が整わない場合は、次点交渉権者と協議を行うものとする。

11 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

① 公募（公募開始、募集要領・仕様書等の公開）	令和8年4月20日（月曜日）
② 質問書受付期間	令和8年4月20日（月曜日）から 令和8年4月27日（月曜日）まで
③ 質問書に対する本市回答期限	令和8年5月 8日（金曜日）
④ 企画提案書等提出期限	令和8年5月20日（水曜日） 午後5時まで
⑤ 提案審査（プレゼンテーション）実施（予定）	令和8年5月26日（火曜日）
⑥ 審査結果通知（予定）	令和8年6月 1日（月曜日）
⑦ 契約締結（予定）	令和8年6月10日（水曜日）

12 その他留意事項

- (1) 企画提案にかかる費用等は、全て企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 提案者は1つの提案のみ行うこと。
- (4) 企画提案書等を提出後、本市の判断により補足資料の提出を求められることがある。
- (5) 本要項に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議により定める。

13 事務局

那覇市役所 総務部 平和交流・男女参画課 男女参画グループ

住所：〒900-0004

沖縄県那覇市銘苅2丁目3番1号

なは市民協働プラザ1F Aコア

担当：小渡・與那覇

電話：098-951-3203 FAX:098-951-3204

電子メールアドレス：S-HEIDAN002@city.naha.lg.jp

※「002」は数字。